

○大和市市民参加推進条例施行規則

平成19年9月28日規則第65号

大和市市民参加推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市市民参加推進条例（平成19年大和市条例第2号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属機関に類するもの)

第2条 条例第2条第4号に規定する附属機関に類するものは、執行機関が市政への専門知識の導入、市民意見の反映等を目的として要綱等により設置する合議制の組織であつて、委員に報酬等を支給しないものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 主に関係者の連絡調整又は研修を目的とするもの
- (2) 行政機関の職員のみで構成されるもの

(公表の方法)

第3条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法のうちから1以上の方法により行うものとする。

- (1) 当該公表事項を所管する課等の窓口、情報公開コーナー又は市の公共施設での閲覧又は配布
- (2) 市の広報紙への掲載
- (3) インターネットを利用した閲覧
- (4) その他市長が必要と認める方法

(市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表事項)

第4条 条例第8条に規定する市民参加の手続の実施予定には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 市民参加の手続の対象事項
- (2) 市民参加の手続の方法
- (3) 市民参加の手続の実施時期
- (4) 担当課等
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 条例第8条に規定する市民参加の手続の実施状況には、前項第1号から第4号までに掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 市民参加の手続への参加者数等
- (2) 条例第6条第3項の規定により公表する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(公募の実施)

第5条 市長は、審議会等の委員を公募するに当たっては、条例第9条第3項に規定するもののほか、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 審議会等の名称及び所掌事務
- (2) 募集する人数及び任期
- (3) 応募資格及び応募方法
- (4) 会議開催の予定時期及び予定回数
- (5) 報酬等の有無
- (6) 問い合わせ先
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 委員を公募する期間は、原則として30日以上とする。

(応募の資格)

第6条 公募を実施する審議会等の委員の任期の初日において、本市における他の審議会等の委員となっている者（公募により選考された市民に限る。）は、審議会等の委員の公募に応じることはできない。

(選考の方法等)

第7条 市長は、公募に応じた者（以下「応募者」という。）があつたときは、審議会等の委員を選考するために、関係職員等で構成する選考委員会を設置しなければならない。

2 前項の選考委員会における選考は、次に掲げる方法のうちから1以上の方法により行うものとする。

- (1) 小論文等による選考
- (2) 面接による選考
- (3) 書類選考

3 選考の結果は、応募者全員に通知するものとする。

4 選考の結果、応募者のうちから募集した人数の委員を選任することができないときは、関係団体からの推薦その他の方法により選任することができる。

(選考結果の公表事項)

第8条 条例第9条第5項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 委員を募集した期間
- (3) 委員の選考方法
- (4) 応募者及び選任した者の数
- (5) その他市長が必要と認める事項

(会議開催の事前公表)

第9条 条例第11条第3項の規定による公表は、原則として会議を開催する日の2週間前までに行わなければならない。

2 条例第11条第3項の規定により事前に公表する事項は、同項に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 審議会等の名称

(2) 傍聴席数(会議を非公開とする場合を除く。)

(3) 問い合わせ先

(傍聴手続等)

第10条 傍聴に当たっての申込方法は、当日受付とする。この場合において、申込者数が傍聴席数を超える場合は、先着順とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、会議をオンラインで開催する場合における申込みは、会議の長が指定する日までに行うものとする。

3 傍聴者は、会議の長が必要と認めた場合には、氏名及び住所を記入した傍聴申込票を会議の長に提出しなければならない。

4 傍聴者は、会議の長の指示に従って、静穏に傍聴しなければならない。

5 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、会議の長の許可を得た場合は、この限りでない。

6 会議の長は、会場の秩序維持のため必要と認めるときは、傍聴者に退席を命ずることができる。

(会議資料の提供)

第11条 会議の長は、傍聴者に対して非公開情報を除く会議資料を貸与しなければならない。

2 傍聴人は、会議が終了したときは、前項の会議資料を返却しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する場合においては、会議の長は、会議資料を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもって作成し当該傍聴者に送信することができる。この場合においては、前項の規定は適用しない。

(会議録の作成方法)

第12条 条例第12条の規定による会議録の作成は、次の方法により行うものとする。

(1) 会議録の表紙は、会議要旨とする。

(2) 発言は、その趣旨を損なわないよう十分注意して簡潔に記すものとする。

(会議録の公表及び写しの閲覧)

第13条 条例第12条の規定による会議録の公表は、会議終了後おおむね2週間以内に行わなければならない。

2 前項の場合において、出席者の肩書き、発言者の氏名等は、公表しないものとする。

3 市長は、公表する会議録を作成したときは、その写しを会議資料とともに情報公開コーナーに備え置き、市民の閲覧に供しなければならない。

(意向調査の結果の公表事項)

第14条 条例第13条第2項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

(1) 意向調査の名称

(2) 意向調査の目的、方法及び対象

- (3) 意向調査の実施時期
- (4) 回答率及び集計結果
- (5) 担当課等
- (6) その他市長が必要と認める事項
(意見交換会等の事前公表事項等)

第15条 条例第14条第1項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 意見交換会等の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 問い合わせ先
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の公表は、原則として当該意見交換会等の開催日の2週間前までに行わなければならない。

(開催記録の記載事項)

第16条 条例第14条第2項の開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見交換会等の名称
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 参加人数
- (4) 担当課等
- (5) 議事の経過及び発言の要旨
- (6) その他市長が必要と認める事項

(意見交換会等の結果の公表事項)

第17条 条例第14条第3項の規定により公表する事項は、前項第1号から第4号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 意見交換会等で述べられた意見又は意見の概要
- (2) 意見交換会等で述べられた意見に対する検討の結果及びその理由
- (3) その他市長が必要と認める事項

(政策提案の提出方法)

第18条 条例第19条第1項の規定により政策を提案しようとする者は、政策提案書に政策提案者署名簿を添えて、市長に提出しなければならない。

(政策提案の処理期間)

第19条 条例第19条第2項の規定による公表及び通知は、原則として政策提案書を受理した日の翌日から起算して6月以内に行わなければならない。

(市民登録制度の応募方法等)

第20条 条例第20条第1項の規定による公募に応じようとする者は、市民登録制度登録申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第20条第1項の規定により登録を行ったときは、当該登録を受けた者（以

下「登録者」という。)に対して市民登録制度登録確認書を送付するものとする。

(登録の変更及び解除)

第21条 登録者は、登録内容に変更があったときは、市民登録制度登録変更届を市長に提出しなければならない。

2 登録者は、登録の解除を希望するときは、市民登録制度登録解除届を市長に提出しなければならない。

(情報提供の方法)

第22条 条例第20条第2項の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のうちから、登録者が希望するいずれかの方法により行うものとする。

(1) 郵便等

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(推進・評価会議の会長)

第23条 推進・評価会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進・評価会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(推進・評価会議の会議)

第24条 推進・評価会議の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 推進・評価会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 推進・評価会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(推進・評価会議の庶務)

第25条 推進・評価会議の庶務は、市民参加主管課において処理する。

(様式)

第26条 この規則の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(その他)

第27条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年11月1日大和市規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第26条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	傍聴申込票	第10条
第2号様式	会議要旨	第12条
第3号様式	政策提案書	第18条
第4号様式	政策提案者署名簿	第18条
第5号様式	市民登録制度登録申込書	第20条
第6号様式	市民登録制度登録確認書	第20条
第7号様式	市民登録制度登録変更届	第21条
第8号様式	市民登録制度登録解除届	第21条